平成３０年（フ）第４０号
茨城県水戸市赤塚１丁目2075番地　Ｍ・Ｋハイツ Ａ棟102号、前住所茨城県水戸市内原１丁目968番地の２
債務者　加藤　親造
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第３２号
茨城県下妻市小島1152番地　市営住宅Ａ棟204号室
債務者　草間　　聡
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３４８号
千葉県白井市西白井４丁目20番地30
債務者　石川　忠則
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３６５号
千葉県佐倉市海隣寺町46番地　レジデンス大和田305
債務者　志賀　和幸
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３８１号
千葉県八街市沖1022番地10
債務者　児玉　圭子
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第２号
千葉県佐倉市王子台３丁目26番地10　すまいる王子台101
債務者　植村　明子
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１５号
千葉県佐倉市鏑木町393番地１
債務者　筒井　英敏
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第９号
千葉県木更津市大久保４丁目23番６号
債務者　塔谷　太作
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第９号
新潟県新発田市西園町２丁目１番25号
債務者　内田すず子
１　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第６号
岐阜県各務原市鵜沼東町７丁目64番地　（みどり坂ハイツ101号）
債務者　坂下　良治
１　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２４号
岐阜県美濃市曽代354番地３
債務者　岩本　定子
１　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４号
岐阜県可児市川合北１丁目27番地　リバーサイドかわい203
債務者　村上　　敏
１　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第１１号
三重県伊賀市上野寺町1166番地の８、前住所三重県津市一身田町302番地14
債務者　佐々木真也
１　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第１２号
三重県名張市箕曲中村1050番地５　ガーデンハイツみのわＡ－203
債務者　上田　勝雄
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第１号
鳥取県鳥取市国府町新通り２丁目266番地４　グラシフルマンション201号
債務者　尾崎　慕恩
１　決定年月日時　平成30年３月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９５号
広島市安佐南区上安１丁目11番２号
債務者　白川設備こと白川武治こと　白　　鳳植
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部